

一般社団法人フウド

役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人フウド（以下、「法人」という）の定款第14条及び第29条に基づき、役員の報酬並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」）に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、法人の理事会に出席したとき又は監査業務等を実施したときに報酬及び費用を支給することができる。
- 3 理事が常勤の事務局長を兼ね、事務局長の給与が支給される場合は、理事の報酬は支給しない。
- 4 理事に月毎に定額の報酬を支給する場合は、第2項は適用されない。
- 5 役員には、賞与、退職金は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 役員に対する報酬の額は、定款第24条に定める金額の範囲内において決定する。

- 2 役員に対して、各年度の総額が3,000,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
- 3 役員に対する報酬の額は、前項に定める金額の範囲内において、別表による報酬を支給する。

(費用)

第5条 役員がその職務の執行に当たって負担した交通費、旅費（宿泊費を含む）等の費用の額については、出張および旅費交通費に関する内部規則の適用を受ける者の例により支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬は、理事会に出席又は監査業務等の実施の都度、支給する。

- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、本人からの申し出があったときは、通貨をもって本人に支払うことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則 この規程は、

令和4年6月1日より施行する。

(別表)

区分	報酬額の決定方法
代表理事	月額180,000円
理事 ※事務局長を兼ねた常勤の理事及び月毎に定額の報酬を支給する理事を除く。	理事会に出席した場合、 1回20,000円
監事	理事会に出席した場合及び監査を実施した場合、 1回20,000円

以上